

A Study of the Enlightenment in "Lectures in the Constitution": A Review of Previous Studies^(*)

Dr. Hassan Kamal Harb
Faculty of Arts Cairo University

With Meiji reforms (started in 1868), debates flared up among Japanese thinkers about the suitable form of the new political system in Japan. This debate continued even after the promulgation of Meiji continuation in 1889.

The famous scholar Minobe Tatsukichi (1873-1948) is one of the few Japanese thinkers who worked to spread the constitutional knowledge in Modern Japan. In his book, "Lectures on the Constitution" (1911), which was subsequently banned from publication, Minobe explained and simplified the essence of the political system, sovereignty, rights, and obligations of the governor and citizens.

In this study, the author analyzes Minobe's vision of enlightening Japanese people with constitutional concepts and knowledge. Moreover, he reveals Minobe's expectations for the future of Japanese state, and lack of people's awareness and ignorance which were exploited by politicians and thinkers. The importance of this study lies in revealing a new side of Minobe's thought. Minobe was considered only as law and constitutional scholar, but the author here introduces him for the first time as a thinker of Enlightenment.

The research is divided into two chapters. In the first one, the author reviews the previous studies about Minobe's thought. Then, in the second chapter, the author deals with the content of his book,

^(*) **Bulletin of the Faculty of Arts Volume 81 Issue 2 January 2021**

focusing on the paths of enlightenment followed by Minobe in introducing the constitutional knowledge to the ordinary people in Japan. Then, he analyzes Minobe's thought criticizing his attitude's contradiction and ambiguity towards the Emperor. The author thinks that this ambiguous attitude is a due to the traditional cultural environment and education, which sometimes obliged Minobe to reject the contents, and values of Western civilization.

دراسة حول التنوير في كتاب "محاضرات في الدستور" : مراجعة الدراسات السابقة

مع بداية إصلاحات مييجي (بدأت عام ١٨٦٨)، اشتعل الجدل بين المفكرين اليابانيين حول شكل النظام السياسي الجديد في اليابان. استمر هذا الجدل حتى بعد إعلان الدستور عام ١٨٨٩، و تحول اليابان إلى نظام حكم دستوري. يعتبر المفكر و عالم القانون مينوبا طاتسيكيتشي (١٨٧٣-١٩٤٨) من المفكرين القلائل الذين عملوا على توعية الشعب الياباني بالمعرفة الدستورية و خطوة سيطرة فئة معينة على مقدرات السلطة داخل الدولة اليابانية. أدى ذلك إلى تصادمه مع السلطة التي منعت نشر كتاباته و عزله من وظائفه العامة. في كتابه "محاضرات في الدستور" (١٩١١) الذي تم منع نشره لاحقاً، قام مينوبا بشرح و تبسيط ماهية الدولة و حق السيادة، و حقوق و واجبات الحاكم و المحكوم و غيرها من مفردات المعرفة الدستورية.

في هذه الدراسة. يقوم الباحث بتحليل تناول و رؤية مينوبا في تنوير

الشعب اليابان بالمفاهيم و المعرفة

الدستورية و رؤيته لمستقبل و مصير الدولة اليابانية مع قلة وعي الشعب و استغلال الساسة و المفكرين المتطرفين لجهل الشعب بهذه المعرفة. تأتي أهمية هذا الدراسة في التناول الجديد لكتاب مينوبا و الذي يصنف على أنه كتاب في الدستور و القانون فقط، لكن الباحث هنا يتناول الكتاب من زاوية جديدة، و هي الناحية التنويرية من خلال تحليل محتواه و لغته و أسلوبه و قراءه المستهدفين.

ينقسم البحث إلى فصلين : يقوم الباحث في الفصل الأول باستعراض الدراسات السابقة حول هذا الكتاب لبيان أصالة البحث مع إلقاء الضوء على الخلفية التاريخية والسياسية خلف إصدار الكتاب. ثم يقوم الباحث في الفصل الثاني بتناول محتوى الكتاب، والتركيز على الطرق التنويرية التي اتبعتها مينوبا إزاء المعرفة الدستورية. كما يقوم الباحث بنقد مواقف مينوبا تجاه سلطات الإمبراطور، مرجعًا هذا التناقض و الغموض إلى طبيعة تغل الموروث الثقافي التقليدي داخل مينوبا، و تربيته التقليدية التي

تجبره في بعض الأحيان إلى رفض عناصر و قيم و أفكار الحضارة الغربية، و التي دائمًا ما كان يتهم أنه حامل لوائها داخل اليابان.

美濃部達吉の『憲法講話』に関する一考察—先行研究のレビューを通して—

序

19世紀後半、日本は西洋の衝撃により長期の眠りから目覚め、西洋列強による東アジア植民地化の宿命からいかに逃れるかに努めた。その宿命を避ける方法は様々あったが、西洋の近代国家をモデルにすることは共通の認識であった。それは、従来の伝統的な国家のありかたを改革することである。つまり、儒教思想に基づく君主が主権である幕府体制を民主制に変更するというものである。その変容の中で、伝統と由来に対する近代思想との軋轢が議論の中心になっていった。従来の国家の政体との中核をなす君主の位置づけとは異なった憲法や法制などの国家枠と、内閣制や議会制、政党制などを刷新すれば良いというのではなく、これらの知識を国民の間に普及させ、理解させる必要があった。でなければ、国民は伝統主義者や過激派、軍事主義者などによって惑わされ、国家の崩壊に繋がる可能性が高くなるためである。

1868年に起こった明治維新によって600年以上続いた武家政治が打ち倒され、明治天皇が日本の主権者となった。様々な改革を経て、1889年に大日本帝国憲法が制定され、日本は立憲国家となった。極東の島国が近代化を遂げ、中国とロシアのような大国とも戦争し勝利するまでとなる。しかしその後、日本は軍国主義に傾倒していき、米国をはじめとする西洋諸国と対立し国民を破滅的な戦争へと駆り立てていったのである。その情勢と結果を素早く見通した人物の一人が美濃部達吉(1873年-1948年)である。美濃部は、憲法と国家における君主の位置づけや、司法制度、行政機関、選挙制度、三権分離などの諸問題に関して論じ、専制君主制に反対し、内閣制度を強調した。美濃部の著作は数多くあるが、『憲法講話』は「政体」と「国体」、「主権」などに関する専制主義者が普及した誤解と誤りについて、一般の人々に向けて解説している唯一の著作である。

本稿では、『憲法講話』のうち、明治憲法における「政体の性質」と「天皇の地位をめぐる主権」に焦点を当てる。本稿は二章に分ける。第一章では、『憲法講話』が執筆された時代背景を照らしつつ、同書に関するこれまでの研究を精査し、従来の研究者の関心を探求する。第二章では、美濃部が『憲法講話』を執筆した事情とその意義、同書の「政体の種類」と「帝国と政体」の内容に焦点を当てる。上記の二点を検討することによって、高い識字率を誇る一方、憲法的知識の乏しかった日本人に対し、美濃部がどのように「政体」を紹介し解説したかを明らかにする。

第一章:時代背景と先行研究

本章では、美濃部が『憲法講話』を執筆した時代背景について紹介しつつ、従来の研究とその傾向を考察していく。

1-1. 時代背景

ペリー来航以降、日本は国内における事情から、世界に対し開国した。1858年に締結された日米修好通商条約は、その後締結したオランダ・ロシア・イギリス・フランスとの条約の基準となった。これらは不平等条約と名付けられた。それは、領事裁判権や、治外法権、関税自主権の欠如が含まれているからである。これらの不平等条約の改正は幕府をはじめ、明治政府の本願であった。その改正を成し遂げるためには、近代国家の成立、中でも富国強兵が重要であると新政権及び国民に認識されていった。近代国家成立の第一歩は、大政奉還によって徳川幕府に代わって発足した新政府が、1868年に「五か条の御誓文」を定めたことである。それに伴って、日本社会の中では様々な面において種々改革が実践されていった。例えば、地方政治組織の改革として、「版籍奉還」や身分制度を廃止し、近代国家の特徴として、廃藩置県を置き中央集権体制を発足した。さらに、明治初期における政治的、行政的な改革として、戸籍制度や新町村制、徴兵令の制定、地租改正などの諸制度を採用したことである^①。

明治政府は、近代国家の実現のため、西洋型の官僚制度や法律制度などを根付かせようとした。そのため、欧米から多

数の技術者や学者を招き、各分野の指導者とした。所謂お雇い外国人である。一方、国民の間に国家のありかたや意識改革の必要性を熱心に説いたのは、福澤諭吉や中江兆民、森有礼、西周、西村茂樹などの洋学者達である。彼らは、国家の中身、所謂君主と国民、政権、権利、義務などの課題を論じ、自由主義や、平等主義、民主主義といった欧米の近代思想について熱意を持って国民に紹介した。一方、三宅雪嶺や志賀重昂などは、日本人の国民性や、国家の独立を重視した。三宅は、『日本人』において、日本国家主義や国粹保存主義の重要性を強調し、『日本』では国家の独立とそのありかたを説いた②。

1880年代は明治憲法の形成時期であった。そこでは、新たな法制が従来の政治体制と衝突するという事態がしばしば起こり、議論は紛糾した。とりわけ、法制における国家の形態と方針という問題は、国家というもの自体に対する定義と見解が定まっていないことから、激しい議論が起こった。日本では、西洋に数多くある国家という政治思想の概念から、どのような思想を採択するのかが重要な問題であった。日本の伝統的な共同体を近代的な国家にするには、その伝統に衝突するべきか、または調和するべきかを考慮に入れながら西洋思想を取り入れていった。その中で、立憲君主制のイデオロギーとしての国家有機体説は、日本では立憲君主制という制度とともに受容された。それが立憲君主制という新たな制度のイメージを流布させるのに有用だったからである。明治憲法を起草した伊藤博文(1841年-1909年)は『憲法義解』において、国家が身体のようなものであり、天皇が国家の首脳であると述べている。また会沢正志齋も『新論』において、「国体」と天皇との結びを、「国の体たる、それ何如そや。夫れ四体具らざれば、以て人となすべからず。国にして体なんば、何を以て国となさんや(国之為レ体其何如也、夫四体不レ具、不レ可二以為。人、国而無レ体何以為レ国書)」と記述し、国にも「体」が必要だと述べている③。

このような状況の中、美濃部は『憲法講話』を執筆したのである。そして、日本人に国家のあり方や、「国体」と「政体」の相違などの諸問題に関する説明や訂正をしている。

1 - 2. 先行研究

本節では、上記の論点をより明瞭にするために、『憲法講話』について論じられた、最新の研究、及び代表的な研究を調査・整理する。

美濃部に対する評価は、以下の二つの時期に大別することが出来る。21世紀以降の研究では、「統帥権論」とそれに関わる「緊急勅令論」や「軍部批判」の面から取り上げられることが殆どである。これらの先行研究の多くは、『憲法撮要』を中心にして、ファシズムに抵抗した民主主義者として美濃部を見做している④。一方、戦後から21世紀までの先行研究を見ると、明治憲法に対する美濃部の曖昧な態度と、天皇の大権に関する解釈というテーマが多い⑤。以下に本研究にかかわる先行研究を記していく。

研究にかかわる代表的な研究は、石田雄氏の著作『日本の社会科学』である⑥。石田氏は、1912年から起こった憲法論をめぐる美濃部と上杉真吉の論争において、上杉が『憲法講話』を批判した事に対する美濃部の反論を示している。石田氏は、美濃部は国家に関する法学的一般理論から立憲君主制として日本の政体を位置づけようとし、上杉が日本の国体の特殊性を主張して、法学の一般理論の外に憲法論を引きずり出そうとする考えを批判したと論じている⑦。

次に、小野博司氏は「明治憲法と政治的多元主義—美濃部達吉と中島重の学説比較を中心に⑧」において、大正末期から昭和初年にかけて、明治憲法における政治的多元主義に関する美濃部達吉と中島重を比較している。ここで注目したいのは、小野氏は美濃部の思想に対して、肯定的な態度を貫き、一貫して「偉大なりベラリスト」として見做していることである。小野氏は、制限列举説における「臣民」に対する「恩賜としての自由」という考えに対する美濃部の態度を明らかにしている⑨。同氏は、「今日に於ても所謂義務本意の思想が尚可なり強く行はれて居りまして、動もすれば国民は絶対に国家に服従するの義務があるといふことを申す者が有りますけれど、それは大な

る誤りであります。絶対の服従は奴隷である」という美濃部の記述を抜粋して、人民を「奴隷視」する絶対君主制を批判した美濃部の態度を指摘している⑩。

長尾龍一氏は『憲法講話』に関して、美濃部が「穂積憲法学を専制主義として、攻撃し、天皇機関説を唱え、天皇の政治不関与を日本の伝統であると説いた」と述べている⑪。また、穂積八束(1860年-1912年)は、国家は主権の所在によって「君主国体」「民主国体」に分類し、主権行使の態様によって「専制政体」と「立憲政体」に分けていと分析している。一方美濃部については、憲法制定以前は、専制君主政体であったが、制定以後は天皇と議会在立法権を分有する立憲君主政体となったと見なしていると考察している。同氏は、戦後に「オールド・リベラリストの限界」と評価された美濃部の憲法学は、「例えば日本国憲法に対する消極的姿勢などを、時流に流されない気骨」として評価している⑫。

続いて、戦後から21世紀までの美濃部に関する評価を見てみよう。小山常実氏は、天皇機関説に対する北一輝(1883年-1937年)と美濃部達吉の国家思想を取り扱っている⑬。小山氏は、天皇機関説論者の北一輝と美濃部との思想対立を明確にした。ここで筆者は、同氏の論究に関して次の二点を指摘したい。一点目は、小山氏が憲法における天皇の位置づけに関する美濃部の解釈を考察する際、大正期に出版されていた美濃部の著作のみを調査対象としたことである。二点目は、1927年に刊行された『逐条憲法精義』を示しながら、昭和期における教育勅語に対する北と美濃部の批判を比較している点である。これらの点に関し、筆者は両者が明治期から教育勅語に対する批判及び解説を行っていたと追記したい。北は、1906年に出版した『国体論及び純正社会主義』において教育勅語を否定し、「万世一系なる迷信」を利用している明治政府や穂積八束などの国体論者を批判した。一方、美濃部は1912年の『憲法講話』にて、直接的ではないにせよ、教育勅語を含む教育方針やカリキュラムなどには憲法学・法律学的誤りが多くあると批判してい

続いて、長谷川正安氏は、穂積八束や上杉慎吉(1878年-1929年)と美濃部達吉の論争は、当時の日本の国家の本質や日

本国民の基本的人権についての認識の科学性をめぐるものではないと主張している⑭。長谷川氏は、天皇の主権説と天皇機関説の対立は、何よりも明治憲法の解釈をめぐる対立であったと解説している⑮。そこで、穂積や上杉などと比べれば、美濃部は遥かに客観的であり、科学的であると述べている⑯。長谷川氏は、明治憲法下の穂積と上杉は封建的であり、美濃部はブルジョア的であるといっても、天皇制の絶対主義的本質を問題にできなかったという欠陥を指摘している⑰。

一方、国分典子氏は、ドイツにおける国家法人説と国家有機体説の歴史的関係を紹介しつつ、日本における有機体説と法人説を解説している⑱。国分氏の考えでは、美濃部がドイツの国家法人説から継受したのは全体としての国家の自立性、優越性とそれに付随した機関論であったと主張している。君主機関説と国体論争において、日本とドイツの最も著しい相違点は、伝統的な国家理解の制約であるという。つまり、君主と議会との闘争の歴史を経験せず、神道と結び付いて特殊な君主制を有することは、両国の相違の中心であると考えている。日本の君主に対する抵抗の理論としての実践的機能は持ち得なく、この国体ガリベラリストとされる美濃部の理論自体の中にも影を落とし、彼の中にある日本的土壌を発見することができるのであろうと論じている⑲。

最後に、『憲法講話』を指摘した小関素明氏の解釈を見てみよう⑳。小関氏は、基本的に『日本国法学』と『憲法撮要』、及び『日本国憲法原論』を主な論題として取り上げている。『憲法講話』からは、美濃部の考察に対し三つの問題点を見出している。それは、政党政治の採用に関する考え㉑における問題点と、1924～25に展開された貴族院改革㉒への考察における点、また立憲制度の相違に関する解釈についてである。そこで、小関氏は、国によって立憲制度の内容は異なるが、国会のない国は全く立憲国ではないという美濃部の主張を指摘している。小関氏は、美濃部にとって代議制度は実に近代立憲制度の中核であったと評価している㉓。

以上の研究を踏まえ、美濃部が『憲法講話』を通じ、どのように憲法の知識を一般に普及させようとしたか、またその目的と特徴を明らかにしていく。

第二章：『憲法講話』における「政体」と「帝国」

美濃部は『憲法講話』の中で、様々な政治的課題を取り上げて憲法的知識を啓蒙している。本章では、美濃部がどのように「政体」と「帝国」に関して紹介していったかを考察する。しかし、まず、『憲法講話』における美濃部の執筆背景とその意義を探る。

2-1. 『憲法講話』

濃部は、1899年から3年間に渡り独仏英三国に留学した。丁度その時期にイエリネックの『一般国家学』が刊行されている。美濃部は『憲法講話』を執筆するにあたり、『一般国家学』の影響を受けた。帰国後、本来の関心の対象である憲法とは遠い法制史の講義を担当する中、憲法学の領域でモノグラフィーを重ね、穂積憲法学に対立する憲法理論の体系を構築していく。1908年には行政法講座の担当者となり、公法学者としての地歩を固めるに至る。1912年に美濃部の講義を聴講した一学生は、その講義ぶりを次のように回顧している。

美濃部博士は当時憲法の講座は担当しておらず、行政法の講座を担当していた(額が長く目が飛び出していて鰹を思わせる風貌怪異な先生であった)。行政法は当時二回生と三回生に跨る講義であったが、講義の劈頭、国家について論ずるといって、天皇機関説を振りかざし、一回生の時に上杉博士から聞いた学説を真っ向から反駁した。憲法講座を担当されない鬱憤も交ってか、とても熱のはいったしゃべり方であった。講義の前の晩にでも作って暗誦されたのでもあろうか、メモも何も持たない講義…(土方成美『学界春秋記』PP.75-6) ④。

美濃部の国家論が纏まって述べられている著作としては『日本国法学』(1907年)と『日本憲法』(1921年)が挙げられるが、最も簡明に述べられているのは、文部省の委嘱によって師範学校・中等学校教員のために行った連続講義を出版した『憲法講話』(1912年)である。彼は、その中等教員夏期講習会

において帝国憲法の大意に関する講話を、同年の7月から8月まで約十回にかけて行った。本書はその序文において「専門の学者にして憲法の事を論ずる者の間にすらも、尚言を国体に籍りてひたすらに専制的の思想を鼓吹し、国民の権利を抑へて其の絶対の服従を要求し、立憲政治の仮想の下に其の実は専制政治を行はんとするの主張を聞くこと稀ならず、余は憲法の研究に従へる一人として、多年此の有様を慨嘆し云々」と述べている。また、「一部の人の間に流布する変装的専制政治の主張を排する事は、余の最も勉めたる所なりき」と述べて、穂積憲法学への対峙を示している。政体論に関しては、穂積の国体政体二元論に対し、国体と言う語は従来「国家の成り立ちといふほどの広い意味」に用いられるもので、政体論に持ち込むべきでなく、統治権の主体はつねに国家であって、ただその統治権を行なうについての機関の組織の区別にもとづく政体の相違があるのみだと論じている。なお、美濃部は天皇機関説の弁明としてつぎのように述べている。

君主が国家の機関であると申せばチョット聞くとよんだか吾々の尊王心を傷つけられるやうな感じがいたすやうであります。是は国家が一の団体であることから生ずる当然の結果でありまして、君主が統治権の主体であるとするのは却て我が国体に反し吾々の団体的自覚に反するの結果となるのであります。法律上の意味に於て君主が統治権の主体であると云ふのは、統治権が君主の一身上の権利として君主に属して居ることを意味するのであります。法律上或る権利を有するといふのは、其の権利が其の人の利益の為に存して居ることを言ひ表はすのであって、即ち君主が統治権の主体であると言へば、統治権が君主の御一身の利益の為に存する権利であるという意味に帰するのであります。併ながら君主が御一身の利益の為に統治権を行はせられるるのであると言ふのは実に我が古来の歴史に反し、我が現在の政体に反するの甚しいものであります。我が古来の歴史に於て歴代の天皇が常に国民の幸福を以て自己の幸福となし給うたことは歴史上の顕著なる事実であって、民の富め

るは即ち朕の富めるなりといふやうな優幄なる聖詔の有ったことも決して一度ではないのであります²⁵⁾。

美濃部の同書において、団体とは「共同の目的をもってする多数人の結合」と定義しているが、国民が「共同の目的」を持っているとは考えていなかった。また、日本の領土となった台湾や朝鮮の民衆における日本政府への反抗を例に挙げ、民衆と政府の間に「共同の目的」や「結合」があったとは、とてもではないが言うことはできないと述べている。つまり、「共同の目的」を実際に実現するのは少数の団体の機関だけだったのである。要するに、このような国家団体説は、寡頭支配の現実を、団体の支配、公共の利益の支配であるかのようにすり替えることのできる思想となりうると言う二面性を持つのである。国家は団体ではなく、権力者の背後に立っているかのように擬制された人格のように存在している。それは一面では、権力者が自己の支配を超越的人格のようにみせかけるイデオロギーであり、他面においては被治者が自己と同じような弱き人間によって支配されることへの不安から、現実の権力者の背後に超人間的權威が存在するかのごとき幻想を描いて安心立命を得る仮象の信仰である。つまり、国家の団体と言う言葉の裏に、超越的な権力者の支配が存在するとともに、被治者にとっても超人的權威に安心感を抱くという相互作用をもたらすものであったと言えよう²⁶⁾。

2-2. 『憲法講話』における政体の種類

美濃部は本書において、政体をいくつかの種類、とりわけ君主政と共和政に分け、また国体とその意義と目的、その活動力と機能について、またそれらの特色と沿革について法学的な知識をわかりやすく紹介している。例えば、国家の性質は、永久的個体であり、領土個体であり、最高権力を有する個体であると説明し、国家の権利を二種類、国家の統治権と主権を三種類に分類し、それぞれの意義を解説している。

美濃部は、国家は一定の土地を基礎とする団体であり、国の意思のみによって制限が加えられる。だが、他者（国）の意思によって制限されない最高の権力を有しているものであると定義している²⁷⁾。「此の国家の権利を称して統治権」である

とし、国家の統治権は国家の最も大切な権利であると主張している。国家は、その統治権に基づいて、第一に一定の人民を自国の臣民と定め、その臣民である者を独占的に支配する。これに命令しその命令を強制し、その権利関係を定めることができる「臣民高権」に関して説明している。また、国家は一定の土地を自国の領土と定め、その領土内にいるすべての者を支配する権利を持つ。さらに、国家はその統治権に基づいて、自由に国家の政体を定め、その組織を定めることができるという「組織高権」を紹介している。美濃部は、上記のように「臣民高権」、「領土高権」、及び「組織高権」について説明しながら、それら全て合わせたものを国家の統治権であると定義している²⁸⁾。

家の統治に関する美濃部の特徴の一つは、説明する際に英語を使用することである。例えば、「主権」を定義する際に、「本来英語の「ソヴェレヌチー」という言葉を訳したので、「ソベレヌチー」というのは、本来は「スプリームネツス」即ち「最高」とか「至上」とかいふ意味であります」と記述している。つまり、国家の最高の権力を意味する表現として、主権は最高権であると説明している。美濃部の言う主権とは、「自己の意思に反して他より制限を受けざる力」である。その主権の意味に関して、統治権と同様の意味として使用されることがあるが、これは誤りであると忠告している²⁹⁾。

彼は、日本では主権という言葉には特定の明白な意味が提供されていないという。例えば、主権は国家において最高の地位にある機関のことを示し、世間で普通に使用されている。また、君主は主権者であり、国民に属すものであると見做されることもある。美濃部は、主権の意味を検証する方法として、西洋で使用される意味と関連させ説明している。例えば、西洋諸国の憲法の中には主権は国民に属す、または、君主に属すと明文化され、規定されていることも少なくないと説明している。

2-2-1. 帝国日本の政体

美濃部は、維新以前の日本においては、天皇の下に実権を握る将軍がおり、将軍の下に更に多くの大名がいて彼らを支

配していたため、天皇の権力は非常に制限されたものであったと示している。

西洋における封建時代の政治体制にも言及しており、様々な「種類」があるものの、維新以前の日本のように君主が国家の全権力を掌握していない形態があった。と言い、このような君主制は、中世から近代にかけて根付いたものであると考察している。このように美濃部は、中世日本の君主制や中世ヨーロッパの君主制と、近代日本の君主制とを結びつけようとしていることが明らかである。だが、ここで彼が持論を立証するために用いたのは、歴史的背景であった。であるにもかかわらず、「中世」という言葉を使用しているものの、具体的な年代や出来事、及び政治的事件について、一切の説明がなされていない。また、天皇と将軍との関係性、そして将軍と大名との関係性について説明する際、システムティック的に成り立つ制度であり、それぞれの関係性によって承認された制度であると解説している^⑩。このような説明がある一方、中世日本の君主制の実現、政治の継続性及び軍事争い等の記述が見られない事は疑問として残る点である。ヨーロッパについては以下のように述べている。

西洋の諸国では別に将軍といふものはなく、君主が自ら日本でいふ将軍の地位に在ったのであるけれども、尚君主の下に多くの大名が有って、大名は或る範囲に於ては君主の命令の下に立たず、君主の権力は之が爲めに甚だ制限せられて居つたのであります^⑪。

このように、美濃部は西洋諸国における政治体制も君主の権力を制限してきたとし、日本の君主制と類似したものであったと紹介している。しかしまた、この説明においても具体例はなく、美濃部の持論を実証する手立てとしては、いささか実証性や信憑性に欠けている。つまり、美濃部は中世における西洋諸国の政治体制に関して、及び日本が中世に至るまで展開してきた政治体制やそこから明治に至るまでの関連性などを述べながらも、具体的な例を示していないのである。

続いて、美濃部が日本の土壌に生まれ成長したという制限君主制を見てみよう。彼は、日本の政体について「封建時代は既に歴史上過去の事」であるが、「今日はその続き」であるとし歴史的特徴を有していると強調している。彼の考える近代の特色は、「制限君主制」から立憲君主政体となったことである。具体的には、国民が選挙により代表者を選ぶことができる議会を持ち、その議会を通して立法権及びその他の重要な国家の行為に参与する権利を持つことである³²。また、日本では憲法制定前に元老院が設けられ、すべて元老院の議決を経て定めることにしていたが、これは決して立憲政体ではないと述べている。元老院はただの官吏の集まりであって、法律を議決する権利を有していても、国民の代表者としての資格を有していないので、立憲政体ということとはできないと強調している³³。

上記の立憲制に関する美濃部の解説には筆者は問題点が二つあると考えている。まず、1889年に発布された明治憲法により、選挙によって選出された議員とは、いくつかの条件を満たすことによって選挙権を得た有権者、いわば限定された有権者による選出であり、全国民の正当な代表者と言えるのかという点である。次に、彼がこの点に関して解説するとき、日本の立憲制については触れず、欧米諸国の立憲制についての説明につとめていることである。美濃部は、中世のイギリスでは君主の他に貴族、僧侶（牧師）、裕福な市民など特別な階級の代表者から成り立っている議会があつて、新たな租税を賦課し又は法律を施行するには、その議会の議決が必要であつたと説明している。だが、その議員は全国民の代表者でなく、ただ国民の中にある特別階級の代表者に過ぎなかつたので、中世のイギリスの体制を立憲政体と名付けることはできないと主張している。そして、立憲政体というには、必ず全国民の代表者である議会でなければならないと強調している³⁴。

続いて、美濃部は日本国家が、「西洋の文明の輸入」とともに、「西洋風の民権自由説が盛んに民間で行はれ」たことにより、立憲君主制が成立してきたと説明している³⁵。美濃部は、立憲君主政体になった日本と、維新前の体制とを比べて、国家組織に重大な変化が生じたと論じている。例えば、維新前

と立憲君主国家との最たる相違は、維新を経て国家の統一が成立した事である³⁶。「朝廷と幕府の対立があった」ことを起因とし、維新以前においては国家統一が阻まれていたのを、明治維新による「徳川氏の政権奉還によって朝廷と幕府との対立が除かれ」たことにより、国家統一が成った³⁷。ここで美濃部は、「朝廷と幕府の二つの権力者が対立」していたため、統治の統一が実現されなかったと述べているが、実際は、江戸時代の天皇は幕府と対立するような実権がなかったことについて言及していない。このように美濃部の持論には、歴史や状況において、所々取捨選択が垣間見られるのである。

2-2-2. 欽定憲法と政治参与

美濃部は、国民の政治参与に関して、「国会が法律に協賛し予算を議決するのも、国民が議員を選挙し兵役義務を尽くすのも、何れも此の国家という共同団体の共同目的を達するためにするものであるといふことは、全ての国民の自覚して居る」と述べ、「今日の国家の第三の特色は国民の参政権、即ち全ての国民に参政権が與へられた」事であると強調している³⁸。ここで彼が、国家は全国民の共同団体であることを国民が明白に自覚していると主張していることに対して、次の問題点を指摘したい。彼が『憲法講話』を発表したのは1912年であり、衆議院議員選挙法が制定されてはいたが、当時は未だ年齢や国税の支払い有無によって選挙権が制限されていた。にもかかわらず、美濃部はこうした日本の選挙制度に関して完全なる「立憲君主政体」であると形容している³⁹。

こうした日本の立憲君主制に関する美濃部の記述と、前述で触れたイギリスの立憲君主制に関する彼の説明とには、矛盾が見られる。彼は、本書の「第一講」において、中世のイギリスの議会は、租税を賦課し又は法律を施行していたが、全ての国民によって選挙された議員ではなかったので、立憲政体と名付けることはできないと主張している。それは、「立憲政体たるには、必ず国民の代表者たる国会がなければならぬ。即ち全国民が国会を通じて国政に参与するものでなければならぬ」と断定しているからである⁴⁰。つまり、立憲君主国家が成立するために彼がつけた条件、所謂「全ての国民」という条件に、

日本の議会在てはまらないにもかかわらず、「今日の日本が立憲政体たる所以であります」と述べ、「国民が議員を選挙し兵役義務を尽くす… 全ての国民が自覚している…」などと主張することは、理論的に矛盾していると言えよう。

また美濃部は、明治憲法が発布され、国民に参政権が与えられたことによって、日本では立憲政体が成立したとしている④。国民は、「政府にのみ依頼するのは真に憲政の趣旨に反するのみならず、又恐れくも参政権を與へ給うた陛下の大御心にも違ふものと言はねばならぬ」と説明している④。

後に、「欽定憲法」に関する美濃部の解釈を見てみよう。彼は「人に依ります」と「日本の憲法が天皇の欽定憲法であり、憲法の解釈権及び憲法の改正権も天皇に属することは当然であると言われているが、「是は大なる間違であります」と反論している。彼の考えでは、日本の憲法の制定は勅旨に基づいて発布されたが、その解釈権または改正権は決して欽定憲法ではないと論じている。そして、日本の憲法は、天皇が議案を議事に提出した後、議会において議員の三分の二以上の出席を持ち、三分の二以上の多数決が無ければ、改正・増補することができないと説明している。また、憲法の解釈も同様であるので、日本の憲法は決して欽定憲法ではないと強調している。だがしかし、実際において明治憲法は欽定憲法であると言える。それは、形式上でも天皇が「大日本憲法発布の詔勅」を出したことや、発布の仕方、国民に対する扱い方などは、決して民定憲法の体をなしていないからである。このように、美濃部は自身の提唱する定義を現状に当てはめようと努めているものの、実際においては現状との間に不調和や乖離が認められるのである④。

結論

上記のことから、美濃部は『憲法講話』を通して近代国家とそれに伴う「政体」のあり方について紹介している。その特徴は、日本の政治体制の発展や立憲君主制を西洋諸国と結び付けることである。だが、その関連性が成立しているかどうかは考察の余地がある。なぜなら、日本における「元老院」と中世ヨーロッパで設立された「議会」とのむすびは、土壌の異なる社会で形成された点を考慮すると不適切だからである。次の特徴は、美濃部の持論には伝統の影響が色濃く見られること

である。彼は、西洋式の政治体制を主張しつつも、伝統を護りながら君主制を論じている。彼は伝統的な天皇に対して、その状態を保ちつつ制限をすることに迷いがあるように見える。換言すれば、美濃部は絶対性を廃止するため、君主の大権を制限しつつ、伝統を保護しようとしているのだ。また、『日本書紀・巻第十一』から従来の上皇における業績を語るなど、絶対的な天皇制と議会制の統合は可能であると解説している。このように、伝統を護りたい美濃部は、西洋式の政治体制を背景にしつつ、伝統上の君主と憲法上の位置づけを論じるのだが、両者を合致させる際にはどうしても矛盾が生じるのである。例えば、議会制度を中心とする立憲制における天皇の大権について、「尊王心」や「古来の歴史」、「聖詔」などについて語りつつ、「我が古来の歴史に於て、歴代の天皇が常に国民の幸福を以て自己の幸福となし給うたことは歴史上の顯著なる事実であって、民のが富めるは即ち朕の富めるなりといふやうな優渥なる聖詔が有ったことも決して一度では無い」という文面を引用して説得を試みているのである^④。

このような考えを持つ美濃部の背景には、教育の影響もあろうが、生まれ育った家庭環境についても見逃してはならない要因である。美濃部の父秀芳は、文久三年から申義堂で素読を担当し、師である梧陽没後、申義堂教授を継いでいる。秀芳の父は高砂唯一の蘭方医といえる美濃部秀軒である。秀軒の妻、秀芳の母は申義堂教授であった三浦松石の娘であり、秀芳と申義堂との関係は幼少期からのものである。また、秀芳の妻も加東郡古川村(小野市)の儒医井上謙齋の娘で、謙齋は1872年まで医業の傍ら儒学をも教えた人であった^⑤。つまり、美濃部は儒学に携わる人たちに囲まれて育ったのである。換言すれば、美濃部は、「忠臣」となり「義士」となり、その人は世に認められて、その功は子々孫々にまで残ることになる^⑥といった考えに依存している家庭に生まれたのである。

筆者は、君主に対する美濃部の曖昧な統合の仕方は、幼少期に培ってきた忠孝の影響と、青年期に見聞した西洋の影響との間の深い葛藤によるものであると考えている。従来 of 伝統的な文化が担う役割の重要性について、彼は幼少期からの教育においても家庭環境からでも身についており、その有益な価値観を崩すことなく西洋の価値観を組み合わせようと努力したのではないだろうか。

注

1. ハルブ・ハサン、『福澤諭吉とムハンマドアブドウの教育思想—教育と政治の分立論をめぐって—』、大阪大学 2007 年
2. 嘉戸一将、「身体としての国家：明治憲法体制と国家有機体説」『相愛大学人文科学研究所研究年報』PP. 9-20、2010 年；安田寛、「フランス 1814 年憲章小論—明治憲法の源流」『埼玉女子短期大学研究紀要』(9), PP. 87-100, 1998 年；呉迪、「近代中国の憲法制定と明治憲法」『法学政治学論究：法律・政治・社会』(122), PP. 171-211, 2019 年、PP. 9-12
3. 上掲書
4. 以下を参照。特に、後藤啓倫、「美濃部達吉の統帥権論—『憲法撮要』を中心に—」『九大法学』(112)、2015 年、PP. 1-19、西村裕一、「美濃部達吉の憲法学に関する一考察(1)1932-35 年を中心に」『國家學會雑誌』121(11・12)、2008 年、PP. 1017-1071、小野博司、「明治憲法と政治的多元主義—美濃部達吉と中島重の学説比較を中心に—」『阪大法学』56(3)、2006 年、PP. 781-810 など。長尾龍一氏の研究を見ると、明らかに異なった評価が提供されている（「『憲法撮要』(1923)美濃部達吉(1873-1948)—「大正デモクラシ」の憲法論(総特集ブックガイド日本の思想)」『現代思想』33(7)、2005 年、132-135)
5. その中で、本稿で取り上げる研究は、中瀬寿一、「美濃部達吉の思想形成の前提—維新めぐる高砂の経済と思想状況—」『経済学雑誌』45(1)、1961 年、PP. 74-103、小山常実、「北一輝と美濃部達吉の国家思想—天皇機関説事件の思想的解明のために(日本思想史の諸問題)」『季刊日本思想史』(15)、1980 年、116-130、長谷川正安、「日本憲法学史を考える」、『法律時報』65(1)、1993 年、PP. 7-16、國分典子、「美濃部達吉の「国家法人説」：その日本の特殊性

- 」『法學研究・法律・政治・社会』66(10)、1993年、PP. 29-57 などである。
6. 石田雄、『増補版新装版 日本の社会科学』東京大学、2003年
 7. 上掲書、PP. 88-9
 8. 小野博司、「明治憲法と政治的多元主義—美濃部達吉と中島重の学説比較を中心に」『阪大法学』56(3)、2006年、PP. 781-810
 9. 上掲書、PP. 784-5
 10. 上掲書、P. 785；西村裕一、「美濃部達吉の憲法学に関する—考察(1) 1932-35年を中心に」『國家學會雜誌』121(11・12)、2008年、PP. 1017-1071
 11. 長尾龍一、「『憲法撮要』(1923)美濃部達吉(1873-1948)—「大正デモクラシ」の憲法論(総特集ブックガイド 日本の思想)」『現代思想』33(7)、2005年 PP. 132-135
 12. 上掲書、P. 133
 13. 小山常実、「北一輝と美濃部達吉の国家思想—天皇機関説事件の思想史的解明のために(日本思想史の諸問題)」『季刊日本思想史』(15)、1980年、PP. 116-130
 14. 長谷川正安、『日本憲法学の系譜』勁草書房、1993年
 15. 上掲書、P. 13
 16. 上掲書、P. 14
 17. 上掲書、P. 34
 18. 國分典子、「美濃部達吉の「国家法人説」：その日本の特殊性」『法學研究・法律・政治・社会』66(10)、1993年、PP. 29-57
 19. 上掲書、PP. 44-7
 20. 小関素明、「支配イデオロギー—としての立憲主義思想の思惟構造とその帰結—美濃部達吉の立憲主義思想を手かがりに」『日本史研究』(322)、1989年、PP. 24-59
 21. 上掲書、PP. 34-5
 22. 上掲書、P. 41
 23. 上掲書、P. 32

24. 小松茂夫他、『日本の国家思想 下』、青木書店 1980 年、
P. 212
25. 上掲書、PP. 214—5
26. 上掲書、PP. 216
27. 『史料集 公と私の構造 第一巻 美濃部憲法学と政治・一
『憲法講話』（美濃部達吉著・1912）』（『憲法講話』と略）
、P. 15
28. 上掲書、P. 18
29. 上掲書、P. 20
30. 上掲書、P. 34
31. 上掲書、PP. 34—5
32. 上掲書、P. 34
33. 上掲書、PP. 35—6
34. 上掲書、P. 36
35. 上掲書、P. 54
36. 上掲書、P. 55
37. 上掲書、P. 57
38. 上掲書、PP. 60—1
39. 上掲書、PP. 61
40. 上掲書、P. 36
41. 上掲書、P. 62
42. 上掲書、P. 63
43. 上掲書、P. 73
44. 上掲書、P. 67
45. 『高砂市史第二巻通史編近世』、高砂市史編さん専門委員
会、河北 2010 年、P. 697
46. 上掲書 P. 698